

# IV 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

- 1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出
- 2 環境の保全と創造
- 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進

# 施策 1 豊かな水と緑に親しめる空間

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿IV

## 基本方針

- 本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間を創出します。

### 関連する個別計画

- 第2次川口市緑の基本計画

#### キーワード

#### 主な背景事象

①

- 荒川や芝川といった多くの河川の存在
- うるおいある水辺空間の整備

- 本市には、荒川、芝川などの河川や河川の調節池をはじめとする水辺空間が豊富にあります。
- 水辺空間は、景観やレクリエーションの場として市民にうるおいややすらぎを与えてくれます。
- 河川をはじめとする水辺空間は、ヒートアイランド現象の抑制といった環境保全機能に加え、治水・延焼遮断・避難地としての防災機能も備えています。

②

- 安行台地や見沼田んぼなどの豊かな自然
- 都市化の進展による緑地の減少
- 緑地空間が備えるさまざまな機能
- イイナパーク川口の整備

- 本市には芝川東部に広がる台地面の樹林地や植木畠及び縁辺の斜面林など多くの緑地空間が残っていますが、激しい都市化の進展による開発圧力や、農業の担い手不足といった営農困難な状況により、減少している状況です。
- 公園や自然に存在する緑地空間は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の抑制などの環境保全機能や、延焼遮断・避難地としての防災機能も備えているため、まちづくりに欠かせないものとなっています。
- イイナパーク川口やハイウェイオアシスなどの整備に併せて、周辺に広がる豊かな自然環境と歴史文化資源を活用し、地域住民や企業などが協力して地域の振興を図ることが求められています。また、周辺地域における都市農業の活性化も必要とされています。

### 川口市内の河川

資料：河川指定調書

水系区分	名称	河川法による区分	延長・流域面積など		
			県内における延長:m	流域面積:km <sup>2</sup>	事業主体
荒川水系	荒川	一級河川	68,450	2494.38	国土交通省
	芝川(旧芝川を含む)	一級河川	25,900	115.24 (共通)	埼玉県
	新芝川	一級河川	6,400		埼玉県
	(旧)芝川	一級河川	5,500	18.45	埼玉県・川口市
	豊川	一級河川	3,800	6.86	埼玉県
	藤右衛門川	一級河川	4,506	18.06 (共通)	埼玉県
	藤右衛門川放水路	一級河川	1,480		埼玉県
	菖蒲川	一級河川	3,007	14.55	埼玉県
	緑川	一級河川	4,750	4.75	埼玉県
	笛根川	準用河川	2,510	2.15	川口市
	永堀川	準用河川	1,230	0.62	川口市

水系区分	名称	河川法による区分	延長・流域面積など		
			県内における延長:m	流域面積:km <sup>2</sup>	事業主体
利根川水系	綾瀬川	一級河川	右岸 29,220 左岸 31,570	135.59	埼玉県
	伝右川	一級河川	13,120	20.04	埼玉県
毛長川	辰井川	一級河川	5,750	5.13	埼玉県・川口市
	毛長川	一級河川	右岸 3,485 左岸 8,060	16.66	埼玉県
	江川	準用河川	2,060	2.57	川口市
	前野宿川	準用河川	2,500	1.88	川口市

# の創出

対応する主なSDGsのゴール  


## 指標

## 現状(年度)

## 目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%] 51.7 (R2) 現状値を上回る

親水護岸の整備延長 [m] 2,110 (R1) 3,240

保全すべき緑地の確保 [m<sup>2</sup>] 185,003.32 (R1) 200,000.00

## 単位施策と主な取り組み

## 水辺環境の整備

- 公園や河川においては、親水性に配慮し、レクリエーション機能や防災機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。また、整備にあたっては、安全性に十分配慮します。
- 貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しんでもらえるよう、市民と協力しながら緑化や清掃活動を促進し、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。

## 緑地環境の整備

- 将来にわたり市民が緑豊かでうるおいある環境を享受できるよう保全緑地・保存樹木・生産緑地を指定するとともに、市民の保全への理解・協力を得ながら緑地の適正な維持管理を進めます。
- 川口市緑のまちづくり推進条例に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を促進します。
- 植生に配慮した公園などの整備や、道路緑化といった都市における緑化を推進し、市民が緑に親しめる空間を整備します。また、地域の公園については、市民と協力しながら維持管理し、緑地環境の保全を図ります。
- イイナパーク川口の整備にあたっては、本市における新たな緑のレクリエーション拠点となるよう整備を推進するとともに、周辺地域における拠点間の回遊性を向上することで、地域の活性化を図ります。さらに特産の植木を活用し、年間を通して楽しめる空間の創出を図ります。

## 地区別公園・緑地等の現況

種類 地区	公園	緑地 <sup>(※1)</sup>	その他 <sup>(※2)</sup>	合計	
	数	数	数	数	面積:m <sup>2</sup>
中央	20	6	4	30	98,885
横曽根	26	2	4	32	411,717
青木	40	0	6	46	215,350
南平	42	1	3	46	169,014
新郷	32	6	1	39	249,890
神根	38	3	2	43	237,565
芝	42	0	16	58	166,794
安行	45	3	1	49	104,473
戸塚	50	10	4	64	280,850
鳩ヶ谷	24	0	28	52	117,327
合計	359	31	69	459	2,051,865

※ 1 緩衝緑地・都市緑地・緑道

※ 2 児童遊園・無償提供公園等



荒川



戸塚中台公園

# 施策 2 環境の保全と創造

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿IV

## 基本方針

- 市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境をめざします。

### 関連する個別計画

- 第3次川口市環境基本計画
- 川口市地球温暖化対策実行計画

#### キーワード

#### 主な背景事象

①

- PM2.5などの大気汚染問題
- 多様化するライフスタイル
- 生活排水対策の充実

- 平成22年3月には、光化学オキシダントや二酸化窒素などに加え、微小粒子状物質(PM2.5)が當時監視の対象になりました。
- 騒音や振動は、事業所、工事現場、交通といったものが主な発生源でしたが、近年はライフスタイルの多様化がもたらす生活騒音の問題も多くなっています。
- 河川の水質は、高度経済成長期に著しく汚れていきましたが、水質規制の強化、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により大幅に改善されています。さらなる改善のためには、生活排水対策が重要な課題となっています。
- 上記以外で生活環境を悪化させるものとして、事業所などを原因とする悪臭の発生、有害物質の漏洩などによる地下水や土壤の汚染の問題もあります。

②

- 地球温暖化による自然環境への影響
- 脱炭素社会の実現

- 地球温暖化は、気象や生態系に影響を及ぼし、人間社会にも影響を与えており、その原因は、人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと報告されています。
- 「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としています。これにより、温室効果ガスの排出量削減に向けての取り組みをさらに進めていくことが必要です。

③

- 生物多様性の保全

- 私たちの暮らしは、水、食べ物など、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられていますが、この生物多様性は、人間活動や開発などにより急速に失われつつあります。自然と共生した持続可能な社会を実現していくためには、生物多様性を保全していくことが重要です。
- 外来生物が人為的に持ち込まれたことにより、生態系に影響を与えています。

### 温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

	(基準年度) 平成25年度 排出量	平成26年度 排出量	平成27年度 排出量	平成28年度 排出量
二酸化炭素	2,548.0	2,437.3	2,351.0	2,237.5
メタン	2.5	2.5	2.4	2.3
一酸化二窒素	18.3	18.2	18.2	17.5
その他ガス	118.7	132.6	140.6	154.8
合計	2,687.5	2,590.5	2,512.1	2,412.0

※四捨五入により合計が各項目の和と一致しない場合があります



川口の自然と生きもの

## めざす姿IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

対応する主な  
SDGsのゴール



### 目標指標

#### 指 標

#### 現 状 (年 度)

#### 目標値(R7)

この施策の推進が図られると感じる人の割合 [%]

15.8 (R2)

現状値を上回る

市域の温室効果ガスの排出量 [千 t-CO<sub>2</sub>]

2,412.0 (H28)

2,173.0

### 単位施策と主な取り組み

## 生活環境の保全

- ・大気汚染物質や河川・地下水の常時監視をすることで生活環境の把握と適切な情報提供に努めます。
- ・排水や騒音・振動を測定し、公害の規制や指導を行うことで、発生抑制に努めます。
- ・良好な生活環境を保つため、浄化槽の適切な維持管理による生活排水の改善や近隣トラブルとなりやすい生活騒音の防止など、身近な環境問題に対する指導・助言のほか啓発事業を推進します。

## 地球環境の保全

- ・環境啓発や環境学習の充実を図り、市民や事業者の環境に対する意識を高め、省エネルギーに配慮した生活や事業活動を促すことで、温室効果ガスの排出を抑制し、地球環境に配慮した暮らしを実践するまちをめざします。
- ・家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギー機器・設備の導入を積極的に支援するとともに、省エネルギーに配慮した住宅・建築物の普及を促進します。

## 生物多様性の保全

- ・一人でも多くの方が身近な自然とふれあい、生物多様性について理解を深められるように、チラシなどによる周知啓発や市民参加型の生きもの調査などを実施します。
- ・生態系調査を実施し、市内の動植物の実態を把握することにより、自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全についての取り組みを推進していきます。
- ・本市の豊かな生態系を維持するため、外来生物が生態系に与える影響などについて周知していきます。

### 大気関係環境基準達成状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準
大気汚染常時監視	二酸化硫黄 単位: ppm	○ 短期 0.008 長期 0.004	○ 0.037 0.004	○ 0.012 0.003	○ 0.009 0.003	○ 0.007 0.002	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
	一酸化炭素 単位: ppm	○ 長期 0.6	○ 0.5	○ 0.6	○ 0.5	○ 0.4	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
有害大気汚染物質	浮遊粒子状物質 単位: mg/m <sup>3</sup>	×	×	○	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
	二酸化窒素 単位: ppm	○ 長期 0.047	○ 0.043	○ 0.047	○ 0.042	○ 0.035	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
大気汚染常時監視	光化学オキシダント 単位: ppm	×	×	×	×	×	1時間値が0.06ppm以下であること
	微小粒子状物質 (PM2.5) 単位: µg/m <sup>3</sup>	×	×	×	○	○	1年平均値が15 µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m <sup>3</sup> 以下であること
有害大気汚染物質	ベンゼン 単位: µg/m <sup>3</sup>	○ 1.3	○ 1.0	○ 1.1	○ 0.99	○ 0.90	1年平均値が3 µg/m <sup>3</sup> 以下であること
	トリクロロエチレン 単位: µg/m <sup>3</sup>	○ 5.5	○ 3.3	○ 4.2	○ 3.5	○ 2.8	1年平均値が200 µg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成29年度まで) 1年平均値が130 µg/m <sup>3</sup> 以下であること (平成30年度から)
大気汚染常時監視	テトラクロロエチレン 単位: µg/m <sup>3</sup>	○ 1.1	○ 0.88	○ 0.73	○ 1.1	○ 0.43	1年平均値が200 µg/m <sup>3</sup> 以下であること
	ジクロロメタン 単位: µg/m <sup>3</sup>	○ 5.2	○ 4.2	○ 3.6	○ 3.9	○ 2.7	1年平均値が150 µg/m <sup>3</sup> 以下であること
大気汚染常時監視	ダイオキシン類 単位: pg-TEQ/m <sup>3</sup>	○ 0.040	○ 0.082	○ 0.053	○ 0.046	○ 0.028	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること
	達成率 (%)	73	73	82	91	91	

※「○」は達成、「×」は非達成を示します ※値は各年度の最高値 ※達成率(%) = (環境基準達成項目数 ÷ 環境基準設定項目数) × 100

# 施策 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正

序論

基本構想

後期基本計画

資料編

めざす姿IV

## 基本方針

- ・廃棄物の発生抑制や適正な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します。

### 関連する個別計画

- ・第7次川口市一般廃棄物処理基本計画

#### キーワード

#### 主な背景事象

①

- ・ライフスタイルの多様化
- ・経済活動の変動
- ・ごみ出しルールの啓発
- ・不法投棄や散乱ごみへの対策

- ・日々の生活から排出されるごみの量と質は、ライフスタイルの変化に大きく影響を受けます。また、人口の増減や経済活動の変動は、本市全体のごみの発生量や質に影響を与えます。
- ・焼却処理されている一般ごみの中には、分別して出されれば再資源化できるものが多く含まれています。しかし、分別されずに出された資源物は、品目ごとの収集が難しく再資源化が困難です。
- ・不法投棄された一般廃棄物は、市の負担で回収と処理を行っています。また、ポイ捨てされた散乱ごみは、分別が困難なことや汚れなどのため再資源化が難しい状況です。

②

- ・老朽化した廃棄物処理施設の更新
- ・最終処分量の削減と熱エネルギーの有効活用
- ・適正処理困難物への対応
- ・産業廃棄物の適正処理

- ・本市の多くの廃棄物処理施設は2020年代に建替えや改修の時期を迎えます。
- ・焼却処理によって生じた残さは、可能な限り削減に努め、環境負荷の低減を図ることが重要です。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効活用していく必要があります。
- ・市の施設での処理が困難なスプリングマットレスやスキー板などの適正処理困難物については、専門業者へ処理委託をしなければならず負担となっています。
- ・産業廃棄物が不適正に処理された場合、周辺環境に大きく影響を与えるおそれがあります。

ごみの発生量の推移（単位：t）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ(集団資源回収を含む)	141,146	139,006	137,070	137,421	138,487
事業系ごみ	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079
災害廃棄物	0	0	13	3	333
合計	188,023	185,062	182,598	182,207	183,899

# 処理の推進



## 目標指標

### 指 標

### 現 状 (年 度)

### 目標値(R7)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	41.6 (R2)	現状値を上回る
1人1日あたりの廃棄物排出量 [g/人・日]	826 (R1)	784

## 単位施策と主な取り組み

### 廃棄物の減量化・再資源化

- マイバッグやマイボトルの使用、生ごみ処理容器の活用、食品ロスの削減など、環境に配慮したライフスタイルが市民の共通認識になるように努め、廃棄物の減量化をさらに推進していきます。
- エコリサイクル推進事業所制度の推進や事業系ごみに関する情報提供及び排出指導などにより、事業者による廃棄物の減量化と再資源化を促進します。
- 再資源化を推進するためには、ごみの分け方と出し方を守ることが基本となるため、地域の実情に即した啓発活動に積極的に取り組みます。
- クリーン推進員制度やまち美化促進プログラムなどを活用するとともに、ごみ集積所パトロールの実施などにより、不法投棄やポイ捨てをさせない環境をつくり、ごみの正しい分別と排出を促します。

### 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を実施することで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。
- 廃棄物を焼却する際に発生する焼却灰をセメント化や溶融スラグ化等により再資源化することで、最終処分量を削減し、環境負荷を低減します。また、ごみ焼却施設の発電効率や熱回収率の向上を図り、循環型社会の形成に資する廃棄物処理を推進します。
- 適正処理困難物については、事業者による処理システムの構築を求めるとともに、排出者の応益負担の適正化に努めます。
- 産業廃棄物に係る許認可の申請に対する的確な審査や、排出事業者、処理事業者に対する指導などを通じ、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めます。



ごみまるまつり in TOZUKA



朝日環境センター

